

野田市常勤の特別職の職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

令和3年11月30日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第39号

野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和63年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、地域手当」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「及びこれに対する地域手当の月額合計」を削る。

附則第9項後段を削る。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。